

墨田区子どものための教育・保育給付に係る認定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月3日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第85号

墨田区子どものための教育・保育給付に係る認定等に関する規則の一部
を改正する規則

墨田区子どものための教育・保育給付に係る認定等に関する規則（平成27年墨田区規則第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「教育・保育給付認定決定通知書・支給認定証」を「教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証」に改め、同条第2項中「教育・保育給付認定不認定決定通知書」を「教育・保育給付認定申請却下通知書」に改める。

第10条第2項中「教育・保育給付認定変更通知書・支給認定証」を「教育・保育給付認定変更通知書兼支給認定証」に改め、同条第3項中「教育・保育給付認定変更不認定通知書」を「教育・保育給付認定変更却下通知書」に改める。

第14条中「第6条、第7条、第10条第3項及び第11条」を「第4条、第6条、第7条及び第9条から前条まで」に改める。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

第2号様式

年 月 日

様

墨田区長



教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証

申請のありました子どものための教育・保育給付に係る認定について、次のとおり決定しましたので通知します。

認定番号			
子ども	フリガナ		決定年月日
	氏名		認定区分
	生年月日		認定有効期間
保護者	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日		
	保育必要性の事由		
保育必要量			
<p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、墨田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>			

支給認定証		認定番号	
子ども	フリガナ	認定区分	
	氏名	有効期間	
	生年月日	保育必要量	
保護者	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日		
	保育必要性の事由		
年 月 日 交付		墨田区長	

年 月 日

様

墨田区長



教育・保育給付認定申請却下通知書

申請のありました子どものための教育・保育給付に係る認定について、次のとおり却下しましたので通知します。

子 ど も	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保 護 者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
申請年月日		
却下年月日		
却下理由		

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、墨田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式及び第8号様式を次のように改める。

第7号様式

年 月 日

様

墨田区長



教育・保育給付認定変更通知書兼支給認定証

子どものための教育・保育給付に係る認定について、次のとおり変更を決定しましたので通知します。

認定番号			
子ども	フリガナ		
	氏名		
	生年月日		
保護者	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日		
保育必要量		変更前	変更後
認定区分	変更前	変更後	
認定有効期間		変更後	
保育必要量		変更後	
変更理由		変更年月日	
<p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、墨田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>			

支給認定証		認定番号	
子ども	フリガナ	認定区分	
	氏名	有効期間	
	生年月日	保育必要量	
保護者	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日		
保育必要性の事由			
年 月 日 交付		墨田区長	

年 月 日

様

墨田区長



教育・保育給付認定変更却下通知書

申請のありました子どものための教育・保育給付に係る認定の変更について、次のとおり却下しましたので通知します。

子ども	フリガナ	
	氏名	
保	生年月日	
	住所	
護	フリガナ	
	氏名	
者	生年月日	
	申請年月日	
却下年月日		
却下理由		

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、墨田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

付 則

この規則は、令和7年9月16日から施行する。